

## 第1部 紛争勃発後の和平プロセス 第3章 コンゴ民主共和国の和平プロセス 国際社会の主導性と課題

著者	武内 進一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	573
雑誌名	戦争と平和の間 紛争勃発後のアフリカと国際社会
ページ	125-162
発行年	2008
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00011641">http://hdl.handle.net/2344/00011641</a>

## 第3章

# コンゴ民主共和国の和平プロセス

——国際社会の主導性と課題——

武内 進一

### はじめに

武力紛争に対して、国際社会がその解決、さらには平和構築のためにさまざまな形で関与するのは近年の一般的な傾向だが、コンゴ民主共和国（以下、コンゴと略す）<sup>(1)</sup>の紛争に対する国際社会の関与は際だっている<sup>(2)</sup>。コンゴでは1996年以降相次いで2つの内戦が勃発したが、とりわけ1998年に勃発した第2次内戦に対しては、周辺国や先進各国、あるいは国連を始めとする国際機関が、その解決と平和構築のためにさまざまな関与を行ってきた。停戦協定のなかに国連平和維持部隊の派遣が盛り込まれ、移行プロセス支援のための国際委員会設置が和平合意に書き込まれ、世界最大規模の国連平和維持部隊が派遣され、EUが2度にわたり多国籍軍を展開するなど、コンゴの紛争解決と平和構築の過程には国際社会がきわめて深くコミットしてきた。

その結果は両義的である。時間はかかったにせよ、コンゴにおいて紛争から平和へのプロセスが着実に進み、治安状況が総じて改善したことは事実である。内戦勃発以降、停戦協定（1999年）が結ばれ、和平合意（2002年）が成立し、移行期政府が樹立され（2003年）、選挙が実施されて（2006年）、移行過程は形式的に完了した。紆余曲折を経つつも選挙までの過程を完遂できたのは、交渉の仲介、資金提供、治安維持、監視など、さまざまな側面で国

際社会が果たした役割に負うところが大きい。しかし、その一方で選挙実施後も紛争は終息していない。2007年半ばから年末には、第2次内戦勃発時からコンゴ東部を勢力圏としてきたルワンダ系武装集団の一部が軍への統合を拒み、国軍と激しく衝突した。

武力衝突はルワンダとの国境付近に集中しており、西ヨーロッパに匹敵する広大なコンゴ全体から見れば局所的現象と言えなくもない<sup>(3)</sup>。しかし、事態は2つの意味で深刻である。第1に、これがルワンダ系住民の統合の失敗を意味しているからである。1990年代に勃発したコンゴの2つの内戦は、いずれもルワンダ系住民をめぐる問題に端を発している。2007年のコンゴ東部の紛争によって、内戦勃発後10年を経て、国民統合に関する同じ問題が依然解決されていないことが露呈された。第2に、それが軍統合の破綻として顕在化したことである。新国軍の統合を始めとする治安部門改革（Security Sector Reform: SSR）は、コンゴにおける和平プロセスの中心課題であった。2007年後半の紛争は治安部門改革の破綻であり、それは従来の和平に向けた取組み全体にかかわる重大な問題を提起している。国際社会が多大な資源を投じて支援してきたにもかかわらず、コンゴの和平プロセスは大きな困難に直面しており、これまでの政策について再考を迫られている。

成果と困難とが入り交じるコンゴの和平プロセスをどう見ればよいのだろうか。本章の目的は、内戦勃発後のコンゴで国際社会が主導した和平への取組みを分析し、現状の成果と困難に至る政治過程を跡づけ、その意味を考察することである。事態がなお流動的であるため本章ではどちらかといえば政治過程の整理に主眼が置かれるが、コンゴの事例から得られる教訓は、紛争勃発後のプロセスに対する国際社会の関与を考えるうえで重要な含意を持つ。コンゴの内戦に関する先行研究は多数あるが（武内 [2007b]）、SSRとその破綻まで含めて国際社会の平和構築への関与を整理したものは存在しない。最新の情勢変化を踏まえて内戦勃発後の和平プロセスを考察する本章は、コンゴの平和構築を論じるうえで重要な貢献をなすと考える。

以下では、まず第1節で、コンゴ第2次内戦勃発後の政治過程を整理する。

和平プロセスは曲がりなりにも選挙実施まで進展したわけだが、どのような危機があり、何が推進力となって危機が乗り越えられたのかに注意しつつ記述を進める。次に第2節で、停戦協定と和平合意の分析を通じて、和平に向けてどのようなロードマップが描かれていたのかを検討する。これにより、国際社会とコンゴ政府が、紛争をどのようなものと理解し、いかなる解決策を講じたのかが浮かび上がる。そのうえで第3節では、和平プロセスの中心課題とされた外国武装集団の武装解除と本国帰還、およびコンゴ人武装集団のDDR（武装解除・動員解除・社会的再統合）と軍の統合問題を取り上げ、具体的な展開過程を分析する。

## 第1節 コンゴ第2次内戦と和平プロセス

### 1. 内戦勃発から和平合意締結まで

本節では、コンゴで第2次内戦が勃発して以降の経緯を整理する。表1にこの間の略年表を掲げる。コンゴでは1996年9月に東部で内戦が勃発したが、翌年5月には31年間政権の座にあったモブツ（Mobutu Sese Seko）が放逐され、反政府勢力の指導者ローラン＝デジレ・カビラ（Laurant-Désiré Kabila, 以下L-D・カビラと略す）が新たに国家元首に就任した<sup>(4)</sup>。この第1次内戦において、反政府勢力の軍事部門を支えたのは主にルワンダ軍およびコンゴのルワンダ系住民（バニャルワンダ、バニャムレンゲ）<sup>(5)</sup>で、いずれもトゥチ（Tutsi）が中心であった。L-D・カビラはトゥチ主体の親ルワンダ勢力に支えられて内戦に勝利したのだが、外国人に支えられているとの批判を恐れたのであろう、政権獲得後は次第に彼らを遠ざけるようになり、1998年7月末にはルワンダ軍に国外退去を求めた。第2次内戦が勃発したのは、その直後の8月2日であった。この日、コンゴのルワンダ系住民を主力とし、ルワンダとウガンダに支援された反政府勢力「コンゴ民主会議」（Rassemblement Congolais

表1 第2次内戦勃発後のコンゴ情勢

1998年8月2日	第2次コンゴ内戦勃発
1999年7月10日	ルサカ協定締結
8月	キサングニでルワンダ、ウガンダ軍が衝突
11月30日	MONUC 成立（安保理決議1279）
2000年2月24日	MONUC 任務拡大。5500人規模に（安保理決議1291）
6月	キサングニでルワンダ、ウガンダ軍が再び衝突
2001年1月16日	L-D・カビラ暗殺される。息子のJ・カビラが大統領就任
8月	コンゴ人対話準備会合（於ハボローネ）
10月	コンゴ人対話開催（於アジスアベバ）
2002年2～4月	コンゴ人対話開催（於サンシティ）
半ば	MONUC による DDRRR 活動開始
9月	ルワンダ軍が撤退開始。他国の軍も撤退本格化
12月16日	プレトリア和平合意成立
2003年6月	イトゥリで EU 主導の多国籍軍展開（アルテミス作戦）
6月30日	移行政権発足
7月28日	MONUC 拡大。1万人規模に（安保理決議1493）
2004年2月9日	ベルギーがキサングニで統合旅団の訓練を開始
2月	キヴで反乱
5～6月	キヴで反乱
6月	全国 DDR プロジェクト開始宣言。しかし実施は遅れる
9月	イトゥリで DDR プロジェクト開始
10月1日	MONUC 拡大。1万6000人規模に（安保理決議1565）
2005年8月	キヴで反乱
12月18, 19日	憲法レファレンダム実施
2006年4月21日	選挙期間中 EU 多国籍軍の展開を承認（安保理決議1671）
7月30日	大統領選挙第1回投票
8月20～22日	選挙結果をめぐりキンシャサで暴動
10月29日	大統領選挙第2回投票
11月25日	北キヴで軍統合を拒否し、反乱
12月6日	J・カビラ、大統領に就任
2007年3月	キンシャサでカビラ、ベンバ支持派が衝突
8月～	キヴでクンダ派の反乱激化
2008年1月23日	ゴマ和平会議で停戦合意

（出所） 筆者作成。

pour le Démocratie: RCD) が、コンゴ東部で蜂起し、短期間のうちに南北キヴ州を中心とする広範囲を制圧した（位置については図1参照）。

RCD は東部を制圧すると同時に、航空機を使って首都キンシャサ近郊に部隊を送り、L-D・カビラ政権の転覆を狙った。これに対して、L-D・カビ

図1 コンゴ民主共和国全図



(出所) 筆者作成。

ラと個人的に親密だったジンバブウェのムガベ (Robert Mugabe) 大統領が主導し、ジンバブウェ、アンゴラ、ナミビアの3カ国がL-D・カビラ政権を支援して軍事介入した。L-D・カビラ政権の分裂として始まった第2次コンゴ内戦は、ここにおいて周辺諸国が大規模に派兵する地域紛争へと発展したのである<sup>(6)</sup>。

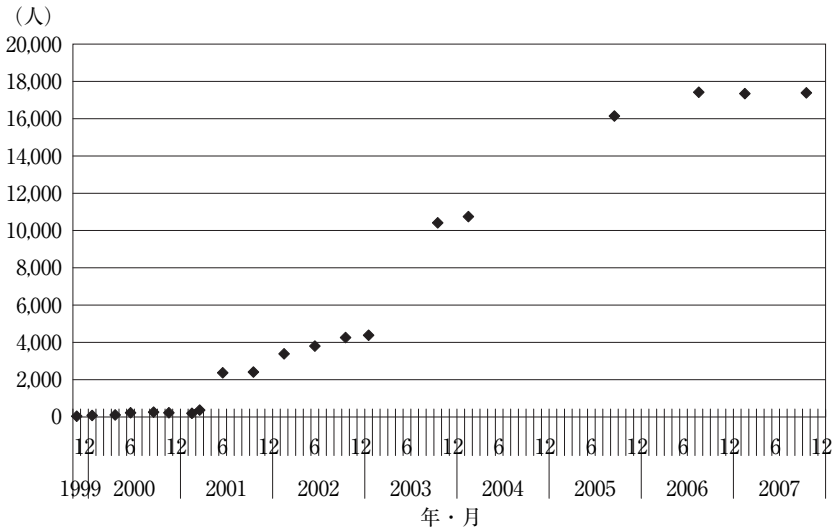
紛争勃発直後から、とくにザンビアのチルバ (Frederick Chiluba) 大統領が中心となり、南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC)、アフリカ統一機構 (Organization of African Unity: OAU)、国連の支援を受けて停戦に向けた交渉が進められ、1999年7月10日、ザンビアの首都ルサカで停戦協定 (ルサカ協定) が締結された<sup>(7)</sup>。この協定の内容は次節で吟味するが、戦闘の即時停止、外国軍の撤退スケジュール、そして和平合意

に向けたコンゴ人諸勢力間の対話（Inter-Congolese Dialogue。以下、「コンゴ人対話」と記す）実施などが定められ、その後の和平プロセスの基本文書となった。しかし、こうした措置がすぐに実行されることはなかった。特にL-D・カビラは、ルサカ協定を受けて展開された国連平和維持部隊「コンゴ民主共和国国連ミッション」（Mission de l'ONU en RD Congo: MONUC）の行動を制限したり、「コンゴ人対話」の実施を妨害するなど、ルサカ協定履行に非協力的な態度を取り続けた。

ルサカ協定の合意内容が履行に向けて動き出すのは、2001年1月16日にL-D・カビラが暗殺され、息子のジョゼフ・カビラ（Joseph Kabila。以下、J・カビラと略す）が大統領に就任して以降である。30歳の若さで大統領の座に就いたJ・カビラは国際社会と協調路線を取り、これによってMONUCの展開や「コンゴ人対話」など、ルサカ協定の合意内容が顕著に進展した。事務総長報告に記載されたデータにもとづき、図2にMONUC要員数の推移を示す。2000年2月の国連安全保障理事会（以下、安保理）決議1291によってMONUCは5500人規模の部隊展開を認められていたが、実際に要員の規模拡大が確認できるのは2001年6月以降である。すなわち、L-D・カビラからJ・カビラに政権が交代してMONUCの活動への妨害がなくなり、ようやく要員増強が可能になったわけである。

「コンゴ人対話」も2001年後半から実施の運びとなった。2001年8月20～21日にはボツワナの首都ハボローネで準備会合が持たれ、政府、武装勢力、野党などを代表するコンゴ人74人が参加した。同年10月には、エチオピアの首都アジスアベバで330人の代表が参加して「コンゴ人対話」正式会合が開催され、翌2002年2～4月にはその継続会議が南アフリカ（以下、南ア）で開かれた。南アのムベキ（Thabo Mbeki）政権は「コンゴ人対話」の推進に強いイニシアティブを発揮し、リゾート地サンシティ（Sun City）に367人のコンゴ人を招いて、2カ月にわたる徹底的な話し合いをさせた（Bouvier [2004]）。このときは完全な合意成立に至らなかったものの、2002年後半には南アと国連の強い圧力のもとで交渉が再開され、同年12月16日の和平合意（Global and

図2 MONUC 要員数の推移 (1999年10月～2007年10月)



(出所) 国連事務総長報告のデータにもとづき筆者作成。

Inclusive Agreement on Transition in the Democratic Republic of the Congo。以下、プレトリア合意と略す) 締結に至ったのである。これにともない、2003年6月にはプレトリア合意の権力分掌に従って移行政権が成立し、復興と国民和解、そして選挙の準備にあたることとなった。

2002年にはコンゴに駐留していた外国軍の撤退も進んだ。ルワンダとウガンダは、反政府勢力がコンゴ領内で活動し、自国の安全保障にとって脅威であることを理由としてコンゴに派兵していた。しかし、その一方で、両国はコンゴ東部の鉱物資源を自国経由で国際市場に売りさばいて巨富を得たのみならず、資源獲得をめぐるコンゴ領内で武力衝突を引き起こした<sup>(8)</sup>。こうした動きは国際社会の非難を招き、その圧力によって2002年には両国とコンゴ政府との間で撤兵合意がまとまった<sup>(9)</sup>。この年の後半には、合意に従ってコンゴ領内からの撤兵が完了した<sup>(10)</sup>。



## 2. 東部の混乱

コンゴ内戦は東部で勃発し、常に東部が不安定要因となってきた。首都から遠く政府の統治権力が及ばないこと、人口密度が高くエスニック集団の構成も複雑で、かつ天然資源が豊富なこと、近隣諸国が勢力圏を確保しようとさまざまな形で介入することなどの理由から、東部では構造的に政治状況が不安定化しやすい。第2次内戦においては、この地域で反政府武装勢力が分裂を重ね、相互に敵対するなかで治安が悪化していった。表2に、主要な反政府武装勢力を示す。内戦の端緒を開いたのはRCDであったが、内戦勃発から3カ月後に北部で新たな武装勢力「コンゴ解放運動」(Mouvement pour la Libération du Congo: MLC)が樹立された。1999年になると、上述したルワンダとウガンダの関係悪化にともなって、RCDが親ルワンダ派と親ウガンダ派に分裂し、前者が「ゴマ派」(RCD-Goma)、後者が「キサンガニ派」あるいは「解放運動派」(RCD- Kisangani, RCD- Mouvement de la Libération: RCD-K/ML)と称した。RCDはその後も分裂を重ね、「国民派」(RCD-National: RCD-N)、「コンゴ派」(RCD-Congo)、「コンゴ愛国同盟」(Union des Patriotes Congolais: UPC)などの集団を生み出した。マイマイ(Mai-Mai)と総称される地元エスニック集団の民兵組織も、コンゴ東部で活発に活動した<sup>[1]</sup>。

内戦下のコンゴでは、これら武装勢力はもちろんのこと、野党、教会や労働組合そのほかのNGO(以下、市民社会と称する)など、無数の政治勢力が影響力を競い合っていた。こうした国内政治勢力のなかで、ルサカ協定にはRCDとMLCが署名した。プレトリア合意には、武装勢力としてRCD-Goma, MLC, RCD-K/ML, RCD-N, マイマイが、非武装勢力として野党と市民社会の代表が参加した。

多くの政治勢力の署名にもかかわらず、和平合意締結後も紛争は継続した。和平合意に参加しなかった勢力や、参加した勢力の分派が武力行使を続けたからである。とくに深刻な状況を呈したのは、東部州のイトゥリ<sup>[2]</sup>と南北キ

表2 第2次コンゴ内戦の主要な武装勢力（コンゴ政府軍を除く）

名称	設立年	備考
RCD(-Goma)	1998年8月	内戦勃発時の反政府勢力。ルワンダ系住民（とくにトゥチ）を中心的支持基盤とし、ルワンダ政権と深い関係を維持。RCD-K/MLの分裂後、RCD-Gomaと称する。
MLC	1998年11月	モブツ時代の有力者が多い。ウガンダと深い関係を有する。エカトゥール州北部を拠点とする。
RCD-K/ML	1999年5月頃	RCD(-Goma)から分裂。当初RCDキサンガニ派、後にRCD-解放運動派と名乗る。ウガンダの支援を受ける。
RCD-N	2001年末～ 2002年初頭	RCD-K/MLから分裂。MLCとRCD-MLの部隊の寄せ集め。
UPC	2002年6月	RCD-K/MLから分裂。エスニック集団ヘマ（Hema）を主たる支持基盤とする。
RCD-Congo Mai-Mai	2002年頃	RCD-Gomaから分裂。指導者はモブツ時代の有力者。コンゴ東部の土着エスニック集団の民兵組織。緩やかな連合体。RCD-Gomaに敵対的な立場を取る。

（出所）筆者作成。

ヴ州であった。両地域の紛争に関しては、第3節で詳しく分析するが、ここで経緯のみ簡単に触れておこう。イトゥリでは、ウガンダの撤兵にともなう権力空白状態から、ローカルなエスニック集団の民兵間の衝突が激化した（武内 [2003]）。2003年6月には、展開していたMONUCの軍事力で対応できなくなり、EU主導の多国籍軍が展開された（アルテミス作戦）。このイトゥリ危機は深刻な人道被害をもたらしたが、多国籍軍が展開している間にMONUCが増強され、また2004年からはMONUCとUNDPの支援を得て武装解除と再統合のプロジェクトが実施されたことで、事態は鎮静化に向かった。

南・北キヴ州では、ルワンダ内戦が長期的な影響を与えた。そこでは、1994年の内戦に勝利して成立した「ルワンダ愛国戦線」（Rwandan Patriotic Front: RPF）政権に敵対する難民武装勢力（いわゆるフトゥ系武装勢力）の活動が継続する一方、軍統合を拒否し、またフトゥ系武装勢力とも敵対するRCD-Gomaの司令官の一部が主導する反乱が頻発した。前者の中心は「ル

ワンダ解放民主勢力」(Force démocratique de libération du Rwanda: FDLR)で、1994年の内戦に敗れたハビヤリマナ (Juvénal Habyarimana) 政権の支持者を含む。ルワンダ現政権は、これら勢力が自国の安全を脅かすとしてコンゴ東部に侵攻した経緯があり、その武装解除と本国帰還はルサカ協定にも盛り込まれて、主にMONUCがオペレーションを実施することになっていた。しかし、FDLRの活動はプレトリア合意締結後も継続していたのである。

一方、RCD-Gomaの指導者の一部は、プレトリア合意成立後も軍の統合に抵抗し続けた。彼らの中にはL-D・カビラ暗殺事件に関連して死刑判決を受けた者もあり、J・カビラ政権との間に根強い不信が存在した(武内[2004])。加えてFDLRの活動は、彼らが政府軍から離脱する重要な理由(あるいは口実)となった。L-D・カビラ政権も、J・カビラ政権も、RCD-Gomaに対抗するためにFDLRを支援したことは公然の秘密であった<sup>43)</sup>。元RCD-Goma司令官ンクンダ(Laurent Nkunda)を中心とするグループは、「トゥチ・コミュニティを守る」という大義を掲げて、国軍への統合を拒否し、国軍やFDLRとの衝突を繰り返した。ンクンダ派を中心とする紛争は2007年8月以降激化し、北キヴ州だけで15万人が避難を強いられる状況に陥った(UN[2007: par.2])。

### 3. 移行政権と選挙実施

2003年6月に発足したコンゴの移行政権は、当初の予定から1年以上遅れたものの、2006年後半に大統領選挙を終えた。2006年12月6日、選挙に勝利したJ・カビラの大統領就任式をもって、形式的にはコンゴの内戦から平時への移行は完了した。ただし、上述した通り東部情勢は常に不安定であり、その問題を別にしても、選挙に至る過程は決して平穏ではなかった。

プレトリア合意にもとづく移行政権は、コンゴの政治勢力を可能な限り包摂する形で成立した。政権に参加した各勢力には、武装闘争を放棄する見返りにポストが分配された。移行政権は36の大臣と25の副大臣からなる大所帯

表3 プレトリア合意による移行政権の権力分掌

	移行政権		議会	
	大臣	副大臣	下院	上院
政府	7	4	94	22
RCD-Goma	7	4	94	22
MLC	7	4	94	22
RCD-K/ML	2	2	15	4
RCD-N	2	2	5	2
Mai-Mai	2	2	10	4
野党	7	4	94	22
市民社会	2	3	94	22
計	36	25	500	120

(出所) 「プレトリア合意」から筆者作成。

(注) 「政府」とは、移行政権発足以前のJ・カビラ政権側を指す。

となり、8つの政治勢力がそれらを分け合った。表3に、プレトリア合意で定められた、内閣と議会における政治勢力別ポスト配分数を示す。それだけでなく、省庁、地方行政、軍など、あらゆる権力機構で複数の政治勢力による権力分掌が実践された。各派のバランスのうえに成立した移行政権は、権力のパイを分け合って当面の紛争を回避したとは言え、まったく実務的ではない。この移行政権に対しては、移行支援国際委員会(Comité international d'accompagnement à la transition: CIAT)が助言や支援、そして監視を行った。CIATとは、コンゴの移行プロセスを支援するための国際委員会で、プレトリア合意の付属IV(「国際的な保証」)に対応して現地で設置された。国連事務総長特別代表が議長を務め、安保理常任理事国とコンゴに関係が深い諸国(カナダ、南ア、アンゴラ、モザンビーク、ザンビア、EU)の代表から構成された<sup>14)</sup>。国際社会の具体的な組織表現とも言えるCIATは、コンゴの移行過程の節々で重要な役割を演じた。

235万平方キロメートルの面積に5000万を超える人口が居住するコンゴでは、選挙に膨大な労力と資金が必要となる。選挙人登録は2005年6月に開始され、同年12月までに2500万人が登録を完了した(UN [2005c: par.13])。2006年7月の大統領選挙に向けて、5万の投票所が設置され、26万人の投票

所係員の研修が実施された。選挙費用は5億ドルと見積もられ、4億7000万ドルの援助がEUを中心とする国際社会からプレッジされた (*Africa Confidential*, 2006年6月23日号)。さらに選挙にともなう治安悪化に備えて、EUの多国籍部隊 (European Union Forces: EUFOR) が派遣されることとなった<sup>15)</sup>。

結果的に、このEUFOR派遣が奏功した。大統領選挙の結果をめぐり、キンシャサで大規模な衝突が起こったからである。7月30日に行われた第1回投票では、J・カビラが44.81%で首位に立ち、MLCの候補ベンバ (Jean-Pierre Bemba) が20.03%でそれに続いた。8月20日にこの結果が発表されたが、それと相前後して、J・カビラ派とベンバ派の民兵間で衝突が発生し、翌21日にはCIATメンバーがベンバの自宅を訪問中に砲撃されて閉じこめられる事態に至った (UN [2006: par.13-23])<sup>16)</sup>。EUFORの出動とCIATの説得により事態は沈静化へ向かったものの、不安定な治安状況が改めて表面化した。J・カビラは1万4000人もの大統領特別警護隊 (Garde Spéciale de Sécurité Présidentielle: GSSP) を有しており、ベンバの警護隊も800人に達する規模だった (*EIU Country Report*, 2006年12月1日号)。いずれも武装解除は手つかずであった。

第2回投票は10月29日に実施され、J・カビラが58.05%の得票を得て勝利した。選挙結果は国土を二分し、東部ではJ・カビラが圧勝したが、キンシャサを含む西部ではベンバが勝利した (武内 [2007a])。第2回投票の結果発表時もキンシャサで若干の騒乱が発生したが、幸い大事には至らなかった。選挙結果が発表されると、主要先進国や国連は勝者を祝福し、勝利をエンドースした<sup>17)</sup>。そして、12月6日の大統領就任式を迎えたわけである。J・カビラ大統領を支持する勢力は上院、下院、地方議会でも多数派を占め、彼の政党「再建・民主主義人民党」(Parti du peuple pour la reconstruction et la démocratie: PPRD) は2007年2月に発足した内閣の大臣・副大臣ポスト60のうち20を獲得した<sup>18)</sup>。

2006年8月の騒乱の後遺症は、翌2007年3月になって再発した。民兵の武装解除をめぐり、キンシャサで深刻な騒乱が発生したのである。軍は3月15

日を期限として有力政治家の民兵の武装解除を要請していたが、大統領警護隊が対象から外されたことにベンバ派が反発し、事態が膠着していた。そして、期限から1週間後の3月22日、ついにベンバ派民兵と軍の間で大規模な武力衝突が勃発する。この騒乱は300人以上の犠牲者を出しつつも軍によって鎮圧され、キンシャサのベンバ派民兵は解体されて、ベンバは国外亡命を余儀なくされた<sup>109</sup>。選挙実施から数カ月を経て、コンゴの移行プロセスはもっとも有力な野党政治家を排除する形で完了した。

## 第2節 和平までの青写真

内戦勃発以降、コンゴの政治過程は、その一方において、和平の確立に向けた政策的介入によって規定されてきた。本節では、内戦後の政策的介入を方向づけた停戦協定と和平合意を分析し、そこに描かれた和平への道筋を検討する。第1節で見たように、ルサカ協定にせよ、プレトリア合意にせよ、コンゴ政府や国内武装勢力だけではなく、周辺諸国や国際機関が深く関与して成立したものである。これらコンゴ内戦にかかわる諸アクターは、どのようなプロセスを経て内戦から和平への移行が達成されると考えていたのだろうか。その青写真を検討することで、当事者の思惑や現実との齟齬がクリアになるはずである。

### 1. ルサカ協定

第2次コンゴ内戦最初の包括的な停戦協定であるルサカ協定には、1999年7月10日にアンゴラ、コンゴ、ナミビア、ルワンダ、ウガンダ、ジンバブエの各政府が、遅れて8月にMLC、9月にRCDが署名した。証人として、ザンビア政府、OAU、国連、SADCも署名している。協定は前文と本文、そして付属文書からなる。本文は3条(article)から構成され、第1条(第1～

3項)で署名当事者が停戦に合意したこと, 第2条(第4項)で署名当事者がコンゴおよび近隣諸国の治安上の懸念に対処することが確認される。「協定の原則」と題される第3条(第5~26項)には, 署名当事者が合意した原則が箇条書きされており, そこから停戦以降どのように和平プロセスを進めようとしているかが読み取れる。その要点をまとめると, 以下の通りである。

- ・停戦によって人と物資の輸送が自由に行えるようになり(第6項——以下, 項は数字のみで示す), 捕虜が交換され(8), 人道支援の実施が促進される(10)。
- ・国連安保理は, OAUと協力しつつ, コンゴに憲章第Ⅶ章下で行動する平和維持部隊を展開させ, 本停戦協定の履行を確保する。コンゴの状況の特異性を考慮して, 安保理は平和維持部隊に対してすべての武装勢力を追尾(track down)できるマンデートを与える(11.a)。
- ・署名当事者は, 共同軍事委員会(Joint Military Commission: JMC)を設置し, 国連が平和維持部隊を展開させるまでの時期, 国連とOAUの監視グループとともに平和維持活動を実施する(11.b)。
- ・コンゴ領土内からのすべての外国勢力の撤退が, 国連, OAU, JMCと調整のうえで, 付属文書のスケジュールに従って進められる(12)。
- ・コンゴの独立時にその領域に居住していたすべてのエスニック集団(ethnic groups and nationalities)は, 市民として法のもとで同じ権利と保護を享受する(16)。
- ・コンゴ政府, RCD, MLC, そして非武装野党勢力と市民社会の代表が, オープンな国民対話(「コンゴ人対話」)を実施する。これは, 署名当事者間で合意された, 中立的なファシリテーターのもとで実施される(19)。
- ・政府, RCD, MLCの交渉にもとづいて, 統一的な国民軍設置のメカニズムを形成する(20)。
- ・ジェノサイドに責任のある勢力を含む, 民兵や武装集団(militias and armed groups)の武装解除メカニズムを構築する。武装集団がもともと所属していた国々は, 恩赦を含むさまざまな手段で彼らの帰還を促す措置を講じる

べきだが、ジェノサイドに責任がある勢力に関する恩赦は認められない<sup>(2)</sup>。

ルサカ協定の眼目は、その署名主体が示すように、外国勢力のコンゴ領内からの撤退であった。この場合、外国勢力には2つの意味があり、ひとつは内戦勃発後に派兵した近隣諸国（署名主体）の軍隊、2つ目はコンゴ領内で活動するそれら近隣諸国の反政府武装勢力である。第3条第22項にいう「武装集団」については、付属文書Cで「本協定の署名当事者である政府、RCD, MLCを除く勢力。Ex-FAR, ADF, LRA, UNRF II, NALU, インテラハムウェ (Interahamwe) 民兵, FUNA, FDD, WNB, UNITA, そのほかの勢力」と定義されている<sup>20</sup>。これらはルワンダ、ウガンダ、ブルンディ、アンゴラの反政府武装勢力であり、いずれもコンゴ領内での活動が報告されていた。そして、ルワンダとウガンダは、これらの勢力の活動が自国の安全保障にとって脅威であることを理由として、コンゴに侵攻したのであった。

ルサカ協定を締結した関係者は、第2次コンゴ内戦の根本原因をコンゴ領内における近隣諸国の反政府武装勢力の活動にあると見た。近隣諸国の反政府武装勢力がコンゴ領内で活動したために、近隣諸国政府にとって安全保障上の脅威となり、コンゴ領内への軍事介入に及んだ。したがって、まず停戦によって事態を安定化させた後、平和執行 (Peace enforcement) 能力を有する国連平和維持部隊が近隣諸国の反政府武装勢力を武装解除し、本国に帰還させることが必要だ。これによって紛争の根本原因を除去したうえで、コンゴ人同士で政治権力の分掌について政治交渉（「コンゴ人対話」）を行い、軍を統合すればよい。これが、ルサカ協定に描かれた和平へのシナリオであった。

ルサカ協定の要請を受けて派遣が決まった MONUC は、安保理決議1291で任務が拡大され、武装集団の武装解除・動員解除・再定住・再統合 (disarmament, demobilization, resettlement, reintegration: DDR) が盛り込まれたが、ここでいう武装集団とは上述の通り近隣諸国の反政府武装勢力を意味していた。この DDR は、その後帰還 (Repatriation) が加わって DDRR となるが、



ルサカ協定を根拠とする MONUC の任務の対象はあくまでも近隣諸国の武装集団であることに注意すべきである。MONUC による DDRRR の実態については第 3 節で検討する。

## 2. プレトリア合意

次に、プレトリア合意の内容を検討しよう。この合意文書が結ばれた2002年12月の段階で、コンゴに派兵した近隣諸国の軍隊は撤退しており、MONUC の規模は4000人を超えている。コンゴと近隣諸国が中心的な署名主体となったルサカ協定とは異なり、プレトリア合意は「コンゴ人対話」の参加主体——すなわち、政府、RCD-Goma, MLC, 野党, 市民社会, RCD-K/ML, RCD-N, マイマイによって署名された。なお証人として、「コンゴ人対話」ファシリテーターの元ボツワナ大統領マシレ (Ketumile Masire), 「コンゴ人対話」に関する国連特使であり、セネガルで首相や外相を歴任したニアス (Moustapha Niassé), アフリカ連合 (African Union: AU) 議長 (当時) で南ア大統領のムベキの名前が挙げられている。外部の強力な支援のもとで締結された点はルサカ協定と同じだが、プレトリア合意の焦点は近隣諸国との関係ではなくコンゴの国内問題である。

プレトリア合意の署名主体たちは、和平に至るとどのような道筋を描いていたのだろうか。その内容を検討しよう。合意文書の第Ⅱ章では、移行期の目的として5点が挙げられている。すなわち、(1)国家の再統合と再建, 平和の再確立, 全領域における領土の一体性と国家秩序の回復, (2)国民和解, (3)統一的な国民軍の創設, (4)自由で透明な選挙を実施し, 立憲的, 民主的政府を確立すること, (5)新たな政治秩序をもたらす諸構造の設置, である。この5点のうち, (1)と(2)は和平プロセスの最終的な目標であり, (3)~(5)はそのための手段と解釈できる。移行期とは, 内戦から和平への過程を完遂させるために設けられた期間であり, その最終的な目標は国家再建と国民の再統合である。そして, 軍の統合, 選挙実施, および諸制度構築が<sup>20)</sup>, そのための決定

的に重要な方策として挙げられている。

これら3つの方策のうち、プレトリア合意でもっとも紙幅を割いて記述されているのは、移行期の制度構築とその運営にかかわる点である。具体的に第V章では、行政、立法、司法の三権と、民主主義の促進を目的として設置される5つの機関（独立選挙委員会、国家人権監視機構、メディア庁、真実和解委員会、倫理・汚職対策委員会）の機能や権力分掌に関する規定について記載されており、また移行期の原則が述べられた第三章も、政治制度と関連が深い<sup>22)</sup>。さらに付属文書では、先に示した表3（p. 135）のような権力分掌の具体的措置——権力機構のポスト配分——が詳細に定められている。移行政権の発足時にすぐさま問題となるのがこの点である以上、合意文書でそれがもっとも厚く記述されるのは当然かもしれない。

一方、和平プロセスの重要な方策とされた選挙と軍統合に関する記述は薄い。選挙については、プレトリア合意のなかで具体的に述べられていない。移行期の最後に実施されることに加えて、具体的内容は独立選挙委員会によって定められることがその理由なのだろう。軍については、第VI章で述べられている。そこではまず、文書に署名した武装勢力が移行政権発足前に会合を開き、相互勢力間の信頼醸成メカニズムを発展させることが規定されたほか（a項）、新たに設置される防衛委員会（Defence Council）の説明がなされている（b～f項）。規定によれば、防衛委員会は大統領、副大統領、防衛相、内相、外相、三軍と統合本部の参謀長という軍事問題にかかわる最高幹部から構成され、非常事態や宣戦布告の宣言などについて承認する。また、新軍の統合、武装集団の解体、外国部隊の撤退監視、防衛政策の策定に関して助言する。軍に関する合意も、新軍統合の具体的手続きではなく、軍事的な最高意思決定機関に関する制度構築と呼べるものである。

このように見てくると、プレトリア合意とは、ルサカ協定で示された和平への青写真の枠組みを維持しつつ、近々成立する移行政権の具体的な制度とポスト分配を決めたものと理解することができる。そこでは、移行期における最重要課題が軍の統合と選挙準備であることは示されたものの、その具体

的な手順については先送りされたのであった。

### 第3節 武装集団の処理と新軍の編成

内戦が武装勢力の軍事的な衝突として勃発する以上、和平への過程では武装した集団を武装解除、動員解除し、新しい国民軍をつくり上げるプロセスが不可避である。これは、治安部門改革（Security Sector Reform: SSR）の中心課題であり<sup>23</sup>、平和構築過程全体のなかでも中心的位置を占める。第2節で検討したように、ルサカ協定でもプレトリア合意でも、その重要性和必要性は強調されているものの、具体的方策は述べられていない。本節では、内戦後のコンゴにおけるこの問題への取組みと実際の進展について整理する。

内戦後のコンゴで、この問題には2つの流れがある。第1に、ルサカ協定で規定された近隣諸国出身の武装集団の処理である。第2に、プレトリア合意以降に重要課題として浮上する国内武装勢力のDDRと新軍の編成である。結論的に言えば、この2つの課題はいずれも当初の見込み通りに進展していない。移行期終了後もコンゴ東部で継続する紛争は、この過程の失敗として表出しているのである。

#### 1. 近隣諸国の武装集団

前節で見たように、ルサカ協定は、近隣諸国の武装集団がコンゴ領内で活動することが紛争の主因だという認識に立脚していた。その認識にもとづいて、同協定はそれら集団の武装解除と本国帰還を最重要課題と捉え、国連の平和維持部隊がその任務にあたるよう求めた。その要請に対応してMONUCが展開し、DDRRRを実施することになったわけである。

ただし、DDRRRに際してのMONUCの権能については注意が必要である。ルサカ協定では、国連平和維持部隊に付与されるべき任務として、停戦監視

など通常の平和維持活動のみならず、武装集団を追尾し武装解除するための平和執行機能が挙げられていた（協定付属文書A第8章）。しかし、拡大 MONUC の任務を定めた安保理決議1291（2000年2月24日付）では平和執行機能は与えられなかった。この決議で MONUC は憲章第 VII 章下での行動を許されたが、それは国連や JMC の要員や資材、あるいは急迫した脅威のもとにある文民の保護という要件に限定され（本文第8項）、DDRRR の実施に関してではなかった。この決議で規定された MONUC の任務のなかで、DDRRR という言葉はルサカ協定履行にかかわる行動計画の策定という条項で登場するのみで、実施に際しての具体的役割は曖昧なままだった。

コンゴの DDRRR とそこでの MONUC の役割については、2001年5月に発表された JMC の DDRRR 計画<sup>26)</sup>のなかでより明確に示されている。ルサカ協定の署名主体が MONUC と緊密に協議してまとめられたこの計画では、DDRRR はボランティア・ベースで行うと明確に記載されている（第13項）。国連の任務強化について強い期待感が表明されているものの、それは今後の課題として残され<sup>25)</sup>、強制的な DDRRR 実施は見送られた。

しかしその後、DDRRR 実施に関する MONUC の任務は大幅に強化された。これはイトゥリ情勢の悪化と関連している。イトゥリの政情が2003年に極度に悪化し、EU が多国籍軍を派遣したことは前述した。3カ月の期限つきで多国籍軍が展開している間に MONUC の規模と任務の見直しが行われ、安保理決議1493（2003年7月28日付）によって、1万人を超える要員規模と武力行使を含む強力な任務が認められたのである<sup>26)</sup>。酒井が詳細に分析しているように、これは EU 多国籍軍の任務引継ぎという側面が MONUC のマンドートに盛り込まれたためと解釈できる（酒井 [2004: 83-84]<sup>27)</sup>。

MONUC による DDRRR の活動は実際どのように進んだのだろうか。2001年5月に草案ができたとはいえ、それが実際に動き出すのはもっと後になってからである。MONUC 内の DDRRR 担当部局が機能を始めるのは2001年後半であり（UN [2002a: par.57]）、実際に DDRRR の活動を実施するのは2002年半ば以降にすぎない（UN [2002c: par.29]）。2003年になると DDRRR が

MONUC の活動の中心に置かれ (UN [2003: par.18]), 2月20日までに1000人を超えるルワンダ人元戦闘員とその家族を本国に帰還させた (UN [2003: par.19])。ルワンダへの帰還者数は、2003年11月までに2900人、2004年3月10日までに9658人に達した。同年3月10日までに、ブルンディへ3085人、ウガンダへ501人が帰還している (UN [2004a: par.40])。しかし、2004年4月以降は、キヴの治安悪化によって DDRRR の進展が滞る。その後、帰還者数は大きく増加せず、公表された数字によれば、作戦開始時からの帰還者数は2005年6月27日段階で1万1729人 (UN [2005a: par.44]), 2006年8月段階で1万3000人 (UN [2006: 57]) であった。

帰還者数は伸びていないが、この間 MONUC の活動は平和強制の性格を強めている。これにより、ウガンダとブルンディの反政府武装勢力に関しては一定の成果があったと考えられるが<sup>28)</sup>、FDLR の活動は依然継続している<sup>29)</sup>。2004年末コンゴ政府は、DDRRR に関して説得が不調に終わった場合は武力を用いる意向を明らかにし、FDLR の武装解除と本国帰還に関して新コンゴ国軍 (Force armées de la République démocratique du Congo: FARDC) と MONUC の共同作戦を実施することとなった<sup>30)</sup>。最初の共同作戦は、2004年11月8日、ブカヴ近郊に位置する南キヴ州のワルング (Walungu) で実施されている (UN [2004b: par.23-24])。FDLR に対する MONUC と新コンゴ国軍の共同作戦は2005年以降も継続され、事務総長報告においても、強力な軍事作戦を実施する暫定政府のイニシャティヴが称揚され、新コンゴ国軍の能力構築に向けた国際社会の支援が呼びかけられている (UN [2005b: par.31])。

FDLR の戦闘員に対する DDRRR は、キヴの不安定な状況とルワンダ本国との関係によって相乗的に困難さが増している。ルワンダ現政権は FDLR をジェノサイドに責任のある犯罪者の集団と見なし、帰還すれば相応の処罰を与えるとの見解を表明してきた。したがって、FDLR の側に自発的な DDRRR プロセスに参加するインセンティブが生まれにくい<sup>31)</sup>。FDLR は、帰国に際して、ルワンダ現政権との権力分掌という到底受け入れられない要求を突きつけており、当面帰国の意思はないものと考えられる。FDLR の正

確な規模は不明だが、近年においても8000～1万人規模の戦闘員がコンゴ東部に存在すると言われる（International Crisis Group [2006: 1]）。

## 2. コンゴ人武装集団

統一された指揮系統を持つ国民軍の創設は、プレトリア合意に定められた移行期の主要目的のひとつである。逆に言えば、コンゴ人武装集団を武装解除・動員解除・再統合（DDR）し、国軍を再編成する事業は、2003年の移行期政権発足後に取り組みが開始されたにすぎない。近隣諸国の武装集団に対する DDRRR がルサカ協定に書き込まれ、当時から重要な課題とされていたことに比べると、かなり後になって取り組みが始まったと言える。そして、外国武装集団に対する DDRRR と同様に、軍の統合とコンゴ人武装集団への DDR の実施も時期的にずれ込み、さまざまな問題を抱えることになる。

まず、軍の統合とコンゴ人武装集団の DDR を実施する枠組みとプロセスについて整理しておこう。移行政権は発足後、国家 DDR プログラム（Programme national de désarmement, démobilisation et réinsertion: PN-DDR）の策定に着手した。ただし、PN-DDR の完成と始動までには時間がかかり、安保理はその間 MONUC に対して、多国間動員解除・社会的再統合プログラム（Multi-Country Demobilization and Reintegration Program: MDRP）の枠組みでコンゴ人武装集団の DDR を支援することを許可した（安保理決議1493）<sup>32</sup>。2003年12月には DDR の法的枠組みが決まり、実施機関として国家 DDR 委員会（Commission nationale de désarmement, démobilisation et réinsertion: CONADER）、資金管理機関として DDR 資金管理委員会（Comité de gestion des fonds de désarmement, démobilisation et réinsertion: CGFDR）が設置された。PN-DDR は2004年半ばに策定されたが<sup>33</sup>、本格的に起動するのは2005年以降となった。

PN-DDR の対象は、コンゴ国内のコンゴ人武装集団である。それには3つのカテゴリーがある。第1に、新コンゴ国軍への編入資格を持つ主要武装集団である。すなわち、ルサカ協定の署名主体たる政府軍、MLC および

RCD（分裂後のすべての組織）<sup>64</sup>、「コンゴ人対話」の署名主体たるマイマイ、イトゥリの諸武装集団のうち2003年5月16日のダルエスサラーム協定の署名主体<sup>65</sup>がこれにあたる。第2に、上記諸協定の署名主体ではないが、その内容に反対していない武装集団である。第3に、コンゴ国外にいて、PN-DDRへの参加を希望する武装集団である。2003年6月の移行政権発足時、コンゴ国防省は国内に約33万人の戦闘員が存在すると見積もっており、15万人程度の動員解除が必要と考えていた<sup>66</sup>。

軍統合とDDRのプロセスは初期段階において共通している。これは「共通の幹」(tronc commun)と呼ばれる段階で、武装解除と動員解除が実施される。どの武装集団の出身であれ、戦闘員は再編成センター (Centre de regroupement: CR) に送られて武装解除される。武装解除された戦闘員は、オリエンテーション・センター (Centre d'orientation: CO) に収容される。オリエンテーション・センターでは、社会生活を送るための教育・研修、戦闘員の経歴の同定 (内戦中に犯罪歴がないかなど)、新コンゴ国軍に帰属するか社会復帰するかの選別、など動員解除プロセスが実施される。動員解除によって、戦闘員のステータスは民間人のそれに移行する。ここまでが「共通の幹」で、オリエンテーション・センターを出た段階で軍統合プロセスと社会再統合プロセスとが分離する。軍統合を選択すれば新たな統合軍の兵士として訓練を受け、社会復帰を選択すれば生活のために補助金 (allowance) が与えられる。軍の兵士になることを選択した場合、元戦闘員は部隊を解体されたうえで、地元から離れた地域の混交センター (Centre de brassage: CBR) に送られる。そこで諸武装集団の戦闘員が「混交」(brassage) され、訓練・研修を受けて、新たな国軍の旅団が編成されるという仕組みである。

これまでの実績を見ると、PN-DDRの成果は両義的である。武装解除と動員解除については一定の成果が挙げられたものの、軍統合は進まず、キヴの紛争によって新コンゴ国軍の無力さが露呈されてしまった。

MDRPはPN-DDRに対して2億200万ドルの出資を約束し、2007年3月末時点で、その90%以上を支払った。目標として15万人の動員解除、12万人に

対する安全移行補助金 (Safety Transition Allowances) の提供、9万人に対する再統合支援が掲げられたが<sup>37)</sup>、元兵士の動員解除については12万人以上が終了し、10万人以上が安全移行補助金を受け取り、約4万7000人が再統合支援を受けた<sup>38)</sup>。

DDRの進展は、とくにイトゥリで顕著である。イトゥリでは、2004年5月14日に主要民兵集団間で武装解除に関する合意が成立した後、9月から武装解除・コミュニティ再統合 (Disarmament and Community Reinsertion: DCR) プロジェクトが開始された。DCRは、PN-DDRが全国レベルで展開する前段階のプロジェクトと位置づけられ、2004年9月に開始された。これまでに(1)2004年9月～2005年7月、(2)2006年、(3)2007年7月～10月と3つのフェーズが実施され、それぞれ1万5941人、6728人、1795人が動員解除された。

イトゥリのDCRは2007年段階では比較的順調に進んでいるが、開始当初は各武装集団の抵抗が強かった。これに対して、硬軟織り交ぜた対応が取られた。「アメ」としては、武装集団指導者の取込みを挙げることができる。2004年12月11日、イトゥリの主要武装集団の指導者6名が新コンゴ国軍の大將、大佐、中佐に任命された。こうした指導者は反人道的な行為を犯した疑いが濃厚であり、過去の犯罪行為を清算せず新軍に取り込む措置には人権NGOから批判の声が上がった<sup>39)</sup>。しかし、MONUCもCIATもこの点について沈黙を守った。一方、「ムチ」としてはMONUCによる強制手段の行使を挙げることができる。2005年2月25日、イトゥリに展開していたバングラデシュ人兵士9名が武装勢力FNIの襲撃で殺害される事件が発生すると、MONUCはこれを契機として武装集団を軍事的に攻撃する強硬策に転じた。こうしたMONUCの対応が武装解除の進展を進めたことは疑いない (Willame [2007: 151-152])。

イトゥリのDDRについては、UNDPの担当者が「コンゴでもっとも信頼に足る武装解除・動員解除作戦だ」と自画自賛しているほか (MONUC [2007])、人権NGOのアムネスティ・インターナショナルも武装解除と動員解除については比較的成功したと評価している (Amnesty International [2007:



17])。ただし、後者は、再統合についてはきわめて問題が多いと批判している<sup>40)</sup>。

DDR に対しては MDRP の支援が得られたが、軍統合に対する支援は比較的薄かった。新軍の旅団の編成と訓練に対して、ベルギー、アンゴラ、南アが二国間ベースで支援の名乗りを上げ、2004年3月に第1旅団がベルギーの支援を受けてキサングニで編成されたのを皮切りに、2005年にはアンゴラの支援で第2旅団が、南アとベルギーの支援で第3旅団が、ベルギーと MONUC の支援で第4旅団が編成された。計画では、2006年7月の選挙前に18旅団を編成することになっていたが、この計画が達成できないまま、CONADER は7月末に資金枯渇を理由として統合プロセスを中止した。この段階で新軍に統合された兵士数は3万5166人で、これは12旅団に相当した (Amnesty International [2007: 48-49])。

統合プロセスの遅れ以上に深刻なのは、南・北キヴ州において元 RCD-Goma 司令官の一部が軍統合を拒否し、その過程が事実上破綻していることである。RCD-Goma の兵士は主にルワンダ系住民 (パニャルワンダとパニャムレンゲ) から構成されていたが、問題となっているのはその中核を占めるトッチである。移行政権の発足とともに軍においても権力分掌が行われ、さらに PN-DDR を通じた統合プロセスへと進んだが、元 RCD-Goma の兵士たちは統合プロセスに入ることを拒んだ。「混交」を通じた統合プロセスでは、戦闘員たちは自分たちがかつて支配した領域から地理的に離れた場所にあるセンターで新軍の統合旅団を編成することになっていた。しかし、元 RCD-Goma の兵士の一部は地元の南北キヴ州から離れるのを嫌がった。地元を離れると身の安全が保証されないというのがその理由である。実際、2006年には、バコンゴ州でパニャムレンゲの兵士が襲撃される事件が起こっていた (Human Rights Watch [2007: 10])。

加えて、一般人のなかにルワンダ系住民に対する反感が強いことも指摘すべきだろう。2007年8月にはカタンガ州モバ (Moba) で、ルワンダ系コンゴ人難民の帰還が計画されているとの噂がきっかけになって、地元住民が反対

の暴動を起こす騒ぎとなった (Human Rights Watch [2007: 12])。

2006年11月の反乱の後、政府と反乱指導者ンクンダの間で交渉が持たれ、ンクンダ派兵士の軍統合について「ミキサージュ」(Mixage) と呼ばれる方法が採用された。「ミキサージュ」は「混交」と異なり、統合プロセスのなかで地元を離れる必要がない。とりあえず軍統合プロセスを継続させるために、ンクンダ派兵士をキヴにとどめたまま新コンゴ国軍に統合することで政府側が譲歩したのである。しかし、2007年5月には「ミキサージュ」の失敗が明らかになる。FDLRの活動が活発化すると、ンクンダは自派の兵士に呼びかけて「ミキサージュ」で新たに設置された旅団を離脱させ、独自にFDLRの掃討に着手したのである。この背景は複雑だが、J・カビラ政権に対する根強い不信感があることは疑いない<sup>(41)</sup>。こうして「ミキサージュ」も瓦解し、2007年半ばからンクンダ派、FDLR、新コンゴ国軍三つどもえの紛争がキヴで激化したのである。このなかでMONUCは新コンゴ国軍を支援したが、12月上旬には新コンゴ国軍がンクンダ派の部隊に戦闘で大敗北を喫した<sup>(42)</sup>。この結果、2008年1月上旬からゴマにおいて大規模な和平会議が開催され、1月23日には政府と武装集団間で停戦合意が結ばれた。

## むすび

コンゴの和平プロセスは、国際社会の関与を主たる推進力として今日まで進められてきた。停戦協定、和平合意にはいずれもOAU(AU)、国連、南ア、主要先進国が深くかかわったし、移行政権期にはCIATという形で国際社会の関与が制度化されたほか、国連平和維持部隊(MONUC)のみならず、EUが2度にわたって多国籍軍を派遣し治安悪化を阻止した。制度設計、資金供与、技術支援、強制行動など、コンゴ和平プロセスに対する国際社会の関与は広範にわたる。こうした関与なくして、内戦の終結と移行プロセスの完了はなかったであろう。この点で、国際社会の関与がポジティブな役割を果た

したことは疑いない。

しかし、移行プロセスが完了した現在、コンゴの国家再建が順調に進んでいるとは到底評価できない。紛争後の国家建設にかかわる多様な課題の多くは手つかずであり<sup>43</sup>、もっとも基本的といえる治安面の課題についても、その中核である国軍統合が危機に瀕している。国軍統合が進まない背景には、2つの内戦勃発の契機となったルワンダ系住民をめぐる問題が存在する。これが依然として未解決であるために、東部で紛争が止まないのである。国際社会は強力な関与によってコンゴの和平プロセスを主導し、治安の改善を一定程度もたらすことに成功したが、ルワンダ系住民をめぐる問題には有効な対応ができていない。

軍の統合が進展せず、キヴでルワンダ系住民（とくにトゥチ）の反乱が繰り返されるのはなぜだろうか。そこにはいくつかの理由が複合的に存在している。第1の理由として、ルワンダ系住民が自分たちの安全保障に不安を抱いていることが挙げられる。和平プロセスの進行に応じて武器を手放したとき、自らの生活が脅かされるという恐怖が存在するのである。一方コンゴには、隣国ルワンダと自国のルワンダ系住民（とくにトゥチ）への根強い不信感が存在する。これは、一般の兵士や住民に存在する感情であり、軍統合の過程で起こった元 RCD-Goma 兵士への襲撃事件はその点を如実に示している。ただし、そうした感情は有力な政治家の扇動に由来するところも大きく、J・カビラ政権がこの問題の解決に積極的に取り組んだ形跡は見られない。依然として FDLR との関係が指摘されるのみならず、政治家がルワンダ系住民（とくにトゥチ）への差別や偏見を助長し続けている<sup>44</sup>。

移行期においては、コンゴに住むトゥチを孤立化させる出来事が重なり、彼らをンクンダ派支持へと追いやる要因となった。これには改正された国籍法の影響や RCD-Goma 支配期に新設されたミネブウェ県の取りつぶしなどととも<sup>45</sup>、選挙結果が大きく影響している。2006年7月の国会議員選挙で RCD-Goma（政党名は RCD として登録）は、500議席中わずか15議席しか獲得できず、惨敗した（*EIU Country Report*, 2006年12月号）。選挙の際フトウの

多くは、J・カビラのPPRDや、北キヴのフトゥが主導する親J・カビラ派政党「統合発展国民運動党」(Parti des nationalistes pour le développement intégral: PANADI)に投票した(International Crisis Group [2007: 5-6])。北キヴで当選したトゥチの議員はわずかにMLC所属の1人だけであり、州知事ポストには元RCD-K/MLの指導者ニャムウィシに近いナンデ(Nande)人が任命された<sup>46)</sup>。選挙によって誕生した新たな政治体制は、トゥチ住民にとって、意見表出の制度的機会が著しく狭まったものだった。これは十分に予見されたことだ。トゥチは南北キヴ州で人口の少数派であり、選挙を通じて彼らの代表を中央や地方政治の場に送ることは期待できない。選挙は民主主義を担保する政治制度のひとつだが、それによってトゥチの不安が解消されることはない。

ルワンダ系住民の反乱が繰り返される第2の理由として、隣国ルワンダの影響が指摘されている。1996年の第1次コンゴ内戦の発端は、ルワンダがコンゴのルワンダ系住民に軍事的支援を実施し、また自国の兵士も送り込んで起こした軍事行動だった。その後ルワンダはコンゴ東部に国軍兵士を駐留させたし、2002年の公式な撤兵以降も、影響力の維持に努めるとともに、反乱軍に支援を与えてきた。ルワンダ政府は否定するものの、ンクンダ派の武装集団にルワンダ政府が何らかの支援を与えていると、コンゴ側では一般に信じられている。ンクンダ派への支援を示す直接的な証拠はないが、ルワンダ国内でコンゴ東部を自国の延長(勢力圏)と見なす雰囲気が強いことは実感できる<sup>47)</sup>。コンゴ東部の不安定な状況はルワンダのせいだと信じられているために、コンゴのルワンダ系住民はいっそう不安定な立場に追いやられている。第2次内戦の勃発以降、ルワンダとコンゴの外交関係は現在に至るまで冷え込んだままだが、これがコンゴのルワンダ系住民をめぐる問題に深刻な影を落としている。

危機に瀕したコンゴの和平プロセスから、平和構築に関する2つの含意を汲み取ることができる。第1に、コンゴの紛争が単に一国の問題でなく、ルワンダとの二国間関係に強く規定されていることである。紛争の中核にある

ルワンダ系住民をめぐる問題は、コンゴとルワンダの外交関係、さらにはルワンダの内政からも影響を受けている。両国間関係の悪さがコンゴのルワンダ系住民の不安感を高めているし、ルワンダ政府の厳しい対応が難民帰還が進まない背景をなしている。コンゴのルワンダ系住民をめぐる問題は国民統合の課題と言い換えることができ、その限りでは発展途上国が常に抱えてきたものなのだが、それが隣国との関係に規定されつつ顕在化しているところに特徴がある。紛争の根本的な解決のためには、二国間関係の改善はもとより、ルワンダ内政にかかわる問題も視野に入れて対応を考える必要がある。

第2に、国際社会主導で進められてきた和平プロセスの限界である。コンゴの和平プロセスにおいて、国際社会は治安の確立を最優先に掲げ、深く関与してきた。しかし、国民統合に向けた政権側の努力がなければ、安定に向けた国際社会の営為は意味をなさない。ルワンダ系住民排斥の扇動を繰り返す政治家の態度に見られるように、この問題に対するコンゴ側の取組みが十分とは評価できない。こうしたなかで国際社会が政権の安定だけを追求すれば、政権の座にある者を不当に利し、国民の不満を高める結果になりかねない。コンゴ国内には、国際社会がJ・カビラ政権を過度に支援しているとの不満が伏在しており、大統領選挙時には、野党候補のベンバがこれを理由として排外主義に訴えた（武内 [2007a]）。国際社会は、和平プロセスのなかで、圧倒的な軍事力を用いて治安の確立に貢献できる。しかし、それは、特定の紛争当事者に対して、一方的に正統性を付与することはできない。確立された治安が国民にとって正統性を持たなければ、すぐに失われてしまうだろう。

国際社会はコンゴの紛争に関与し、治安維持や選挙支援を中心として一定の成果を上げてきた。しかし、国民統合に由来する問題に対しては、アプローチの再考が必要になっている。それは、資金や兵力をつぎ込めば解決する類の問題ではないからだ。具体策を検討するうえで、国民統合に向けたコンゴ人自身の取組みの促進と支援、そして平和構築のオペレーションとコンゴ・ルワンダ間の関係改善に向けた外交的努力との有機的な関連づけが、国際社会にとっての課題となるだろう。

〔注〕

- (1) コンゴ民主共和国は独立以来、しばしば国名を変遷させてきた。1971～1997年の間はザイールと称したが、本章ではコンゴで統一する。
- (2) 本章で分析するコンゴの第2次内戦は、1998年8月に始まり2002年12月に和平合意が結ばれたものの、その後も戦闘が頻発した。本章では、「内戦」という言葉は1998年8月から2002年12月までの期間に限定して使用し、その後も含めた期間を指す言葉として「(武力)紛争」を用いる。
- (3) 2007年初旬以降、西部のパコンゴ (Bas-Congo) 州で、政治・宗教的集団ブンドゥ・ディア・コンゴ (Bundu dia Kongo: BDK) による暴動が起こっている。BDK をめぐる紛争がどの程度深刻化するか執筆時点では不明だが、本章は東部コンゴの問題に焦点を絞ることとする。
- (4) 第1次内戦から第2次内戦への過程については武内 [2001, 2002] を参照のこと。
- (5) バニヤルワンダ (Banyarwanda) は北キヴ州に居住するルワンダ系住民。植民地化以前からこの地域に居住していた人びとの子孫もいるが、多くは植民地期の政策による移民や、ルワンダの独立直前に勃発した「社会革命」と呼ばれる紛争による難民を出自とする。移民はフトゥ (Hutu, フツ。現地の発音に合わせて、本章ではフトゥと表記する)、難民はトゥチ (Tutsi, ツチ) がほとんどである。バニヤムレンゲ (Banyamulenge) は南キヴ州に居住するルワンダ系住民。19世紀後半にルワンダから移住したと言われ、牧畜に依存した生業を営んでいるため、周りからトゥチと見なされている。詳しくは武内 [2002] を参照。  
 なお、トゥチはルワンダ人の1割強を占める集団。8割強を占める多数派のフトゥと、言語、宗教、居住地域などに差異はない。植民地化以前のルワンダ王国において、トゥチは王族や支配層を占めた (武内 [2000])。植民地化以降はトゥチとフトゥとの差異が政治化され、それが1994年に起こったトゥチを標的とする大量殺戮へとつながった。また、ルワンダの内戦に勝利して1994年に政権に就いたルワンダ愛国戦線 (Rwandan Patriotic Front: RPF) の中核もトゥチである。
- (6) この5カ国のほかにも、チャドやスーダンが政権側を、ブルンディが反政府勢力側を支援した。ただし、後述する停戦協定に署名した周辺諸国はこの5カ国だけである。
- (7) 協定の正式名称は単に「停戦協定」(Ceasefire Agreement) というものだが、以後本章では通称に従って「ルサカ協定」と称する。
- (8) 1999年8月、2000年6月にコンゴ北東部の主要都市キサングニ (Kisangani) で起こったルワンダ軍とウガンダ軍の衝突は、この地域に豊富に埋蔵されるダイヤモンドの利権争いに起因していた。

- (9) ルワンダ、ウガンダを中心とする鉱物資源の不法開発に関する調査報告として、UN [2001, 2002b] を参照。ただし、報告では、ジンバブウェなどコンゴ政権側を支援して駐留した側についても、資源を不法に利用したことが指摘されている。なお、アメリカ政府がルワンダを撤退させるべく強い圧力をかけたことについては澤田 [2003] を参照。
- (10) ただし、ウガンダは後述するイトゥリ (Ituri) 危機にからんで2003年には再度コンゴに派兵した。またルワンダもコンゴ東部への影響力を確保し続けた。
- (11) マイマイはもともと、コンゴ東部のエスニック集団がそれぞれ有する自警団のようなものであった。秘密結社の、宗教的性格を持つことが多く、結社に加わって聖水を浴びれば、銃撃されても弾丸が水に変わると広く信じられていた。「マイ」(mai) は、水を意味する言葉としてこの地域で広く用いられている。1960年代のコンゴ東部における内乱でも、同様の集団が出現した。
- (12) イトゥリは東部州を構成する県 (District) で、熱帯雨林を含む広大な領域を有する。そのうちウガンダとの国境地帯は人口稠密で貴重な鉱物資源を産出し、激しい紛争の場となった。
- (13) FDLR とコンゴ軍との協力について、たとえば Human Rights Watch [2007: 15] 参照。
- (14) カナダはコンゴに対する平和維持活動を積極的に実施してきた経緯がある。南アや EU がコンゴの和平プロセスに深くかかわってきたことは本章で述べた通りである。アンゴラとザンビアはコンゴの平和構築過程に深く関与した周辺国であり (アンゴラは L-D・カビラ政権を支えて派兵し、ザンビアはルサカ協定の仲介役を務めた)、モザンビークは自身の復興への経験を買われてのメンバー入りと思われる。
- (15) 安保理決議1671 (2006年4月25日付) により認可され、6月上旬からキンシャサに展開した。当初800人がキンシャサに送られ、ガボンで1200人が待機した。
- (16) 選挙結果を受け入れるよう CIAT がベンバ宅を訪問し、説得している最中に、J・カビラ側民兵によってベンバ宅が攻撃された。この攻撃は、得票率が50%に及ばなかったのはベンバ側の策略によるものと考えたJ・カビラ側民兵が仕掛けたという説が有力である。第1回投票の得票率が50%を超えれば、第2回投票を待たずJ・カビラの当選が確定していた。
- (17) 選挙結果は、2006年11月15日に独立選挙委員会 (Commission électorale indépendante) から発表された。11月11日にキンシャサで両候補支持者間の衝突があり、また14日にJ・カビラ優勢が伝えられると、選挙に不正があったとしてベンバが結果受入れを拒む姿勢を見せるなど、緊張した雰囲気の中での発表であった。結果発表当日、アナン事務総長はコンゴ国民に平静を呼びかける内容の声明を出すにとどめたが、長くベルギー外相を務め、コンゴの

和平プロセスに深くかかわったミッシェル (Louis Michel) EU 開発担当相は、「J・カビラの正統性に議論の余地はない」との声明を公表した (*Le Soir*, 2006年11月16日付)。国連安保理は17日に、コンゴの選挙が「自由、公正、透明」なものだったとして独立選挙委員会の発表を歓迎する声明を発表した。

- (18) 第1回投票の後、J・カビラはギゼンガ (Antoine Gizenga)、モブツ (Nzanga Mobutu。前大統領の息子) など有力政治家の支持獲得に成功し、大統領選挙に勝利した。下院選挙においても、全議席500のうちJ・カビラの政党 PPRD は111議席を獲得しただけだが、ほかの有力政治家の政党と連立を組んで「大統領多数派連合」(Alliance pour la majorité présidentielle: AMP) を形成し、過半数を制した。AMP は11州のうち7州 (東部、南・北キヴ、マニエマ、カタング、西カサイ、バンドゥンドゥ) の地方議会で過半数を占め、上院全108議席のうち48議席 (PPRD22議席、その他26議席) を獲得した (コンゴの上院選挙は地方議会議員の投票による)。また AMP は、MLC が強固な地盤を持つエカトゥール州を除き、すべての州で知事ポストを獲得した。議会で AMP が過半数を得ていない州でさえ AMP 派の知事が選出された裏には激烈な買収作戦があったとされ、バコンゴ州では知事選への不満を引き金とする暴動が2007年1～2月に発生した。
- (19) ベンバは、怪我の療養を理由として、騒乱直後の4月にポルトガルに亡命した。その後も帰国できないうまま、2008年5月末にはMLCが中央アフリカで引き起こした人権侵害事件に責任があるとして、国際刑事裁判所 (ICC) に逮捕された。これにより、ベンバがコンゴ政治に復帰する見通しは当面絶たれた。
- (20) Ex-FAR (Ex- Force armée rwandaise) は内戦で敗れた元ルワンダ国軍で、インテラハムウェ民兵とともに1994年の大量虐殺の実行犯が含まれる。ADF (Allied Democratic Forces), LRA (Lord's Resistance Army), UNRF (Uganda National Rescue Front) II, NALU (National Army for the Liberation of Uganda), FUNA (Former Uganda National Army), WNB (West Nile Bank Front) はいずれもウガンダの反政府武装勢力。FDD (Forces de la défense de la démocratie) はブルンディ、UNITA (União Nacional para a Independência Total de Angola) はアンゴラの反政府武装勢力である。
- (21) (5)の記載は抽象的だが、ブレトリア合意全体の内容から考えて、それが第V章で細かく定められた移行期の諸制度を指すことは明らかである。
- (22) 第III章では、移行期の政治運営の原則が述べられている。挙げられている8つの原則について略述すると、次のようになる。(1)署名主体が移行期の政治運営に参加し、各政治勢力間のみならず地域やジェンダーにも配慮して代表を決定すること。(2)移行期の安定性を確保するため、大統領、副大統領、上下両院議長は原則として移行期間中交代しないこと。(3)民主主義の価値、



人権、基本的自由を尊重すること。(4)三権分立原則に則って制度運営がなされること。(5)コンセンサス、包括性、紛争回避にもとづいて制度運営がなされること。(6)移行期制度内の責任は、「コンゴ人対話」に参加した諸勢力間で、包括的で公正な分担がなされること。(7)移行政府内のポスト配分は公正になされること。(8)国民和解のために、戦争時の行為や法律違反について恩赦が講じられること（ただし、戦争犯罪、ジェノサイド罪、人道に反する罪は除く）。包括性、安定性、バランスといった概念が頻出しており、それらが移行期の政治的原則として重要であったことがわかる。

- (23) 治安部門改革に厳密な定義があるわけではないが、一般に武装解除・動員解除・再統合（DDR）、新たな軍や警察の編成、刑法にかかわる司法部門の再建などがその中心課題をなすことは、大方の合意を得られるだろう。
- (24) 正式名称は、「コンゴにおけるすべての武装集団の武装解除・動員解除・本国帰還・再統合（再定住）（DDRRR）、大量殺戮者および人道に反する罪やその他の戦争犯罪の犯人の引渡し、ならびに不法に武装したコンゴ人市民の武装解除に関する草案」。安保理文書（2001年5月21日付 S/2001/521/Add.1）の付属資料。
- (25) DDRRRにおける国連の役割を規定した第11項は次のように述べている。「国連は公正な仲裁者として国際的に受け入れられた唯一の世界的団体である。したがって、確認や監視の役割に加え、DDRRRの実施を支援することを強く提言する。これには調整ユニットの設置や実施地域の治安確保が含まれるべきである。これは、武装集団の一般兵士にとって重要かつ価値のあるインセンティブとして作用するだろう。DDRRRは紛争後の時期におけるきわめてインテンシブな作業である。これが要求する膨大な資源は、国連と国際社会の支援があって初めて確保されよう」。
- (26) 第25項では、DDRRRの任務などに従事する要員の安全や移動の自由を確保するために、「その武装した部隊が展開する地域において、その能力の範囲内にあると思われた場合に、必要な手段を執る」ことが許可（authorize）された。第26項では、イトゥリ地域と、また「その能力の範囲内にあると思われた場合には」南・北キヴにおいて、「そのマンデートを実施するために必要なあらゆる手段を用いる」ことが許可された。いずれも武力行使を認める文言である。
- (27) なお、コンゴに関する安保理決議を検討すると、イトゥリに対するEU多国籍軍の展開を許可した安保理決議1484（2003年5月30日付）において、初めて前文以降の内容全体に憲章第Ⅶ章がかけられる形で決議文が採択されている。安保理決議1493でも引き続き同じ形で、決議内容全体に憲章第Ⅶ章がかけられている。MONUCが憲章第Ⅶ章にもとづいて行動しうる範囲は、イトゥリ危機を契機として大きく広がったと言えよう。同じ時期にMONUCの要

員数が大幅に拡大したことは図2 (p. 131) 参照。

- (28) コンゴ領内のウガンダ、ブルンディの反政府武装勢力の規模は、もともとルワンダのそれに比べて小さい。ブルンディの反政府武装勢力3500人が本国に帰還し、ウガンダのそれ(ADF/NALU)は、2005年12月のFARDCの攻撃によってコンゴから駆逐されたと言われる(UNDDR, Country Programme, Democratic Republic of the Congo [n.d.] 参照)。
- (29) FDLR 議長のムルワナシヤカ (Ignace Murwanashyaka) は、2005年3月31日ローマでDDRRR プロセスに参加する意向を表明した。5月にはキンシャサや南・北キヴ州を訪問し、FDLR 戦闘員のDDRRR が進展することが期待されたが、結果的に大規模な本国帰還は生じなかった(UN [2005a: par.44])。
- (30) FARDC という略称は、統合プロセスを経た新たな国軍を指す。当時、国連はこの新コンゴ国軍に共同作戦を実施できる能力があるか疑問視しており、実施の際にはロジスティクス面はもちろんのこと、給与支払いなどさまざまな支援が必要になると見ていた(UN [2004b: par.24])。
- (31) 第8章で述べるように、2005年以降ルワンダでガチャチャが進展するにともない、処罰を恐れた逃亡者がコンゴに流入し、FDLR に参加している可能性がある。さらに、コンゴに居住するルワンダ系住民(フトゥ)も、ンクンダ派の活動活発化など政治状況に応じてFDLR に参加していると思われる。
- (32) MDRP とは、世銀と13ドナー(ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、ヨーロッパ委員会)が出資する、中部アフリカ諸国を対象とした動員解除・再統合支援のためのプログラムである。2002年に開始されたMDRPによって、中央アフリカ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、アンゴラ、ウガンダ、ルワンダ、ブルンディで、41万5000人の元戦闘員が動員解除・再統合プロセスに入った(MDRP [2007])。
- (33) PN-DDR の策定日が正確にいつなのかは、資料不足から明らかでない。ただし、2004年3月3日付で草案が発表されており(Amnesty International [2007: 12])、文書の内容から2004年に策定されたものと考えられる(République Démocratique du Congo [n.d.])。
- (34) RCD 分裂後のすべての組織とは、RCD-Goma, RCD-N, RCD-K/ML を指す。
- (35) コンゴ愛国同盟(Union des patriotes congolais: UPC)、コンゴ人民軍(Forces armées du peuple congolais: FAPC)、国民主義・統合主義戦線(Front des nationalistes et intégrationnistes: FNI)、コンゴ一体性防衛統一党(Parti pour l'unité et la sauvegarde de l'intégrité du Congo: PUSIC)、コンゴ民主主義人民勢力(Forces populaires pour la démocratie au Congo: FPDC)の5つの組織。ダルエスサラーム協定は、これら5組織間で結ばれた停戦協定であり、イト

ゥリ和平委員会 (Ituri Pacification Commission), コンゴ政府, 国連の代表が立ち会った (IRIN, 2003年5月16日付)。

- (36) この数字がどれくらい正確かは議論の余地がある。プレトリア合意成立時, コンゴ領内の戦闘員の数は約22万人と推計されていた。それがわずか半年後に10万人以上も増えたのは, 過大申告へのインセンティブが働いたからである。各武装集団は, 自らの勢力をより大きく見せ, 可能であれば動員解除にともなう補助金を得るために兵士数を過大に申告した。2005年11月段階で, 南ア主導で実施された推計によれば, 戦闘員数は13万人程度とされている (International Crisis Group [2006: 15-16])。
- (37) PN-DDR では, 動員解除された兵士に対して2種類の支援策が用意されている。第1に, 安全移行補助金と呼ばれるものである。これは動員解除によって生活の術を失った元兵士へのセーフティ・ネットで, 生活必需品のキット, 補助金, 交通費が支給される。第2に, 社会的再統合のための情報提供, 研修, 職業訓練などを幅広く提供する支援策である (République Démocratique du Congo [n.d.: 26])。
- (38) MDRP ウェブサイトによる (<http://www.mdrp.org> 2008年1月12日アクセス)。
- (39) FRPI のカタンガ (Germain Katanga), FAPC のカクワヴ (Jérôme Kakwavu), UPC のキセンボ (Floribert Kisembo Bahemuka), UPC のタガンダ (Bosco Taganda) が大将に, UPC のラフィキ (Aimable Rafiki Saba) が大佐に, FAPC のムレンダ (Salumu Mulenda) が中佐に任命された。いずれも過去の犯罪行為が指摘されている (Human Rights Watch [2005])。このうちカタンガは, 後にコンゴ政府によって逮捕され, ICC に移送された。
- (40) 2007年7月に開始されたDCR 第三フェーズでは, 第I, 第IIフェーズの再統合過程に問題があったとの認識のもとに, 動員解除時の補助金を兵士個人にではなく「コミュニティ再建局」(Service for Community Reconstruction: SRC) に拠出して再統合を進めるやり方が採用された。SRC では動員解除された元兵士とコミュニティ再建を目指す民間人が協働する団体と位置づけられ, それを通じたコミュニティベースの小規模プロジェクトを支援することで, 社会的再統合と和解を促進させようとの試みである (MONUC [2007])。
- (41) FDLR はJ・カビラ政権から支援されていると広範に認識されており, シンクンダは「トッチ・コミュニティを守る」ことが蜂起の目的だと繰り返している。ただし, トッチ・コミュニティのすべてがシンクンダを支持しているわけではなく, 国軍側に残っている司令官, 兵士も無視できない規模で存在する。この点で, ルワンダが自国の勢力圏を確保するためにシンクンダを利用しているとの見方も根強い。
- (42) 総兵力では, シンクンダ軍約4000人に対して FARDC は2万人と大きな差があ

った。しかし、ゴマに近いムシャケ (Mushake) をめぐる攻防戦では、かつて RCD-Goma でンクンダ指揮下にあった兵士が数多く統合部隊からンクンダ派に寝返り、政府軍は大敗北を喫した。この闘いで政府軍は、2600人の戦死者を出し、多くの兵器、武器、弾薬を奪われた (*Le Soir*, 2007年12月27日付)。2006年の選挙で J・カビラ政権が発足して以降、主要国は基本的にこの政権を支援してきた。J・カビラはこの間、アメリカ、ベルギー、中国、ロシア、インドなどに招かれている。2007年9月には、中国が J・カビラ政権に80億ドルに上る借款 (インフラ整備、鉱山開発) を供与すると発表している。こうした国際社会の支援が、カビラ政権のンクンダ派に対する強硬姿勢を支えていたと見られるが、戦闘に惨敗したことで和平会議を開催せざるをえなくなった。この間、アメリカは外交官をコンゴ東部に派遣して、介入しないようルワンダを牽制するとともに、和平を働きかけた (*Africa Confidential*, 2007年11月2日付)。

- (43) アフリカ関連誌では、J・カビラ政権のガバナンスの悪さがしばしば報じられている。2000年代のコンゴは、5～6%のマクロ経済成長率 (名目) を維持してはいるが、汚職が一向に改善されないなど経済運営は依然として杜撰であり、2006年には IMF が融資を停止している (*Africa Confidential*, 2007年9月7日付)。また選挙後はカビラの政党 PPRD が重要なポストを独占するなど、強権化傾向が指摘されている (*Africa Confidential*, 2007年2月16日付)。プレトリア合意に盛り込まれた真実和解委員会は機能せず、国民和解に向けた取組みもほとんど行われていない。外国がスポンサーとなった和平プロセスの結果、モブツ政権期とよく似た、強権的で腐敗した政治経済体制をつくり出しただけだったのではないかという声も聞かれる (Englebert and Tull [2008: 112])。
- (44) 移行政権期に政府代表として副大統領を務めたイエロディア (Abdoulaye Yerodia) は、2006年5月に選挙運動のなかでゴマを訪れ、ルワンダ系住民 (とくにトゥチ) を標的として、ルワンダに帰国するよう促す演説を行った (武内 [2002] で述べたように、彼は1998年の内戦勃発時にトゥチを「虫けら」と呼び、扇動罪でベルギーから告発された過去を持つ。Human Rights Watch [2007: 11-12])。
- (45) 2005年1月に国籍法が制定され、独立時 (1960年) にコンゴに在住していた人々には国籍が与えられることになった。コンゴのルワンダ系住民のなかでも、フトゥは植民地期の移民の子孫が多いため、この条項によって国籍取得が確実になった。しかし、トゥチの場合は1959年から1960年代前半以降のルワンダ国内の紛争による難民としての移住者が多く、この措置では国籍が取得できない場合もあった。ミネンブウェ県は2000年に RCD-Goma 統治下の南キヴ州に新設され、これによりバニヤムレンゲが地方行政ポストを確保で

きるようになった。しかし、2006年の選挙前にミネンブウェ県は廃止され、選挙区として認められなかった（Human Rights Watch [2007: 12]）。

- (46) International Crisis Group [2007: 6]。ナンデは、北キヴ州北部に居住するエスニック集団。北キヴ州ではもっとも人口が多い。ニヤムウシは、移行期間終了後のJ. カビラ政権で外相に任命された。
- (47) コンゴ東部は、植民地化以前はルワンダ王国の版図に含まれていたのに、植民地国境線が恣意的に引かれたせいでルワンダから切り離され、コンゴに編入されたとの主張は、近年ルワンダ国内でよく耳にする。しかし、植民地化以前、コンゴ東部に居住するルワンダ語話者はごく少数であり、この地域がルワンダ王国に服属していたわけでもない。ルワンダ史研究の知見に照らして、この主張は説得力を持たない。

## 〔参考文献〕

### 〈日本語文献〉

- 酒井啓亘 [2003] 「コンゴにおける国連平和維持活動(1)——国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) の実践とその法的意義——」(『国際協力論集』第11巻第2号 27-51ページ)。
- [2004] 「コンゴにおける国連平和維持活動(2・完) ——国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) の実践とその法的意義——」(『国際協力論集』第11巻第3号 73-99ページ)。
- 澤田昌人 [2003] 「全米アフリカ学会 (ASA) 第45回学術大会の報告」(『アフリカ研究』第62号 71-73ページ)。
- 武内進一 [2000] 「ルワンダのツチとフツ——植民地化以前の集団形成についての覚書——」(武内編 [2000] 247-292ページ)。
- [2001] 「ルワンダからコンゴ民主共和国へ——広域化する内戦——」(総合研究開発機構 [NIRA]・横田洋三編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院 274-287ページ)。
- [2002] 「内戦の越境、レイシズムの拡散——ルワンダ、コンゴの紛争とツチ——」(加納弘勝・小倉充夫編『国際社会 7 変貌する「第三世界」と国際社会』東京大学出版会 81-108ページ)。
- [2003] 「ウォーロードたちの和平——コンゴ紛争の新局面——」(『アフリカレポート』第37号 33-38ページ)。
- [2004] 「東部コンゴという紛争の核」(『アフリカレポート』第39号 38-42ページ)。

- [2007a] 「コンゴの平和構築と国際社会——成果と難題——」(『アフリカレポート』第44号 3-9ページ)。
- [2007b] 「コンゴ民主共和国の内戦以降の過程に関する文献紹介」(武内編 [2007] 283-305ページ)。
- 編 [2000] 『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』アジア経済研究所。
- 編 [2007] 「アフリカにおける紛争後の課題——共同研究会中間成果報告——」アジア経済研究所。

〈外国語文献〉

- Amnesty International [2007] “DRC: DDR and Reform of the Army,” (AI Index: AFR 62/001/2007).
- Bouvier, Paule [2004] *Le dialogue intercongolais: Anatomie d'une négociation à la lisière du chaos*, Paris: L'Harmattan.
- Englebert, Pierre, and Denis M. Tull [2008] “Postconflict Reconstruction in Africa,” *International Security*, (32)4, PP.106-139.
- Human Rights Watch [2005] “D.R. Congo: Army Should Not Appoint War Criminals” (Press Release. 2005年1月14日付)。
- [2007] “Renewed Crisis in North Kivu,” Vol.19, No.17 (A).
- International Crisis Group [2006] “Security Sector Reform in the Congo” (Africa Report No.104, 2006年2月13日付)。
- [2007] “Congo: Bringing Peace to North Kivu” (Africa Report No.133, 2007年10月31日付)。
- MONUC (Mission de l'ONU en RD Congo) [2007] “UNDP: The DDR Phase III in Ituri Proved to Be One of the Most Credible Disarmament Operations in DRC” (Interview with Gustavo Gonzalez, Coordinator of the Operation for UNDP. (2007年11月9日付)。
- MDRP (Multi-Country Demobilization and Reintegration Program) [2007] “MDRP Fact Sheet” ([http://www.mdrp.org/programs\\_proj.htm](http://www.mdrp.org/programs_proj.htm) よりダウンロード。2008年1月10日アクセス)。
- République Démocratique du Congo [n.d.] “Programme national de désarmement, démobilisation et réinsertion.”
- UNDDR, Country Programme, Democratic Republic of Congo [n.d.] (<http://www.unddr.org/countryprogrammes.php?c=25> 2007年1月6日閲覧)。
- UN (United Nations) [2001] “Report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo” (S/2001/357)。
- [2002a] “Tenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organi-

- zation Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2002/169).
- [2002b] “Final Report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo” (S/2002/1146).
- [2002c] “Twelfth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2002/1180).
- [2003] “Thirteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2003/211).
- [2004a] “Fifteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2004/251).
- [2004b] “Sixteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2004/1034).
- [2005a] “Eighteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2005/506).
- [2005b] “Nineteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2005/603).
- [2005c] “Twentieth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2005/832).
- [2006] “Twenty-second Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2006/759).
- [2007] “Twenty-fourth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo” (S/2007/671).
- Willame, Jean-Claude [2007] *Les ‘faiseurs de paix’ au Congo: Gestion d’une crise internationale dans un état sous tutelle*, Bruxelles: GRIP.

〈新聞・雑誌・インターネット〉

*Africa Confidential*

EIU (Economist Intelligence Unit) Country Report (Democratic Republic of the Congo) 各号 (<http://www.eiu.com/index.asp> より閲覧).

IRIN: The humanitarian news and analysis of UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (メール配信ニュース).

*Le Soir*